〇標準貨物自動車運送約款

（平成二十年運輸省告示第百七十五号）

最終改正　平成三十年　国土交通省告示第三百二十一号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　運送引受（第三条―第五条）
　第二節　指図（第六条―第十五条）
　第三節　運賃・料金及び立替金（第十六条―第十八条）
　第四節　貨物の受渡及び引渡し（第十九条―第二十四条）
　第五節　指図（第二十五条・第二十六条）
　第六節　運賃等及び立替金（第二十七条―第三十三条）
　第七節　責任（第三十四条―第三十七条）
　第八節　損害賠償額（第三十八条・第三十九条）
第三章　附帯業務（第六十条―第六十二条）

第一章　総則

（事業の開始）

第一条　当社は、「貨物自動車運送事業法」（以下「法」という。）第三条第一項の規定による一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当社は、前項の事業に関連する事業を行います。

3　当社は、貨物自動車利用運送を行います。

4　当社は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当社の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送契約」という。）は、この約款によります。

2　運送契約に関する当社の使用する運送証（以下「運送証」という。）の様式、運賃及び料金の額、運送の条件その他運送契約の内容は、この約款の定めるところによります。

3　当社は、前項の規定にかかわらず、社会通念に反しない範囲で、約款の申込みを拒否することができます。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当社は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の種類）

第四条　当社は、運送の申込を受け付ける種類を定めます。ただし、鮮度及び品質を保持する貨物の運送を行います。

（引渡期限）

第五条　当社は、次の日を運送を開始する期限（以下「引渡期限」という。）とします。

一　運送証発行日

二　運送証発行日の翌日を起算日とした日数が十日を超えない範囲で当社が定める日数の日

三　運送証発行日の翌日を起算日とした日数が十日を超える場合　当社が定める日数の日

2　前項の規定にかかわらず、当社は、運送証発行日の翌日を起算日とした日数が十日を超える場合であっても、当社が定める日数の日を引渡期限とすることができます。

3　当社は、前項の規定により引渡期限を定めたときは、当社の定める方法により、その旨を荷送人に通知します。

4　当社は、第一項の規定にかかわらず、荷送人の申出により、引渡期限を変更することができます。

5　当社は、前項の規定により引渡期限を変更したときは、当社の定める方法により、その旨を荷送人に通知します。

（運送の拒絶）

第六条　当社は、荷送人が次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。

一　当社の運送業務の遂行に支障があるものとするとき。

二　申込者が、荷送人の代理人であるものとするとき。

三　当該運送契約に関する貨物の価格が、当社の定める限度を超えるとき。

四　当該運送契約に関して、申込者から暴力的な要求を受けるものとするとき。

五　当該運送契約が、法令の規定又は公序良俗に反するものであるとき。

六　法令の規定により、当社が当該運送を拒絶することができるとき。

（送り状等）

第七条　荷送人は、次の事項を記載した送り状（以下「送り状」という。）を当社に交付しなければなりません。ただし、運賃（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者に対するものを除く。）が無料であるときは、この限りではありません。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

四　荷受人が貨物の受取を拒絶した場合において、荷送人の指図を受けようとする者の氏名又は名称及び住所（以下「荷送人指図者等」という。）があるときは、その名称及び住所

五　荷送人指図者等が法令の規定により荷受人の受取を拒絶することができる者であるときは、その旨

六　荷送人又は荷受人の氏名又は住所が法令により制限されているときは、その旨

七　貨物の種類について法令の規定により制限があるときは、その旨

八　貨物が法令の規定により荷受人の受取を拒絶することができる者であるときは、その旨

九　運送契約に関して当社と荷送人との間で特別の事情があるときは、その旨

2　荷受人は、送り状の交付を当社に求めて、荷受人の事業を遂行する事務所において、当社の指定する方法により、送り状を交付したものとみなします。

3　荷送人は、当社が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当社に第一項各号に掲げる事項を通知しなければならないものとします。

（運賃等の品目及び金額）

第八条　当社の運送業務に対する運賃等は、次に掲げるものとします。

一　運賃、割増運賃、割引券、回収手数料、タンクレンタル料、タンクローリー料、車両、車両使用料、特別料金、運賃表、運賃表に掲げるその他の運賃等、運賃表に掲げるその他の品目

二　業務用品及びその他の事業用品

三　荷造用品及び荷造用品を用いる場合に当社が定める荷造料（荷造料を含む。）

2　前項第三号の「キロログラムあたりの金額」は、一梱包ごとに、一円を超える端数を切り捨てます。

3　当社は、第一項の運賃等を、荷送人に対して、当社の指定する方法により、請求します。

（運賃の収受時期等の特例）

第九条　当社は、荷送人が運賃の申込みを行う際に、運賃の全額を収受することができます。

2　当社は、前項の規定により運賃の全額を収受したときは、荷送人に対して、当社の指定する方法により、その旨を通知します。

（荷受人）

第十条　荷送人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。

一　荷受人が、荷送人の代理人であるものとするとき。

二　申込者が、荷送人の指図を受けて、又は荷受人の指図を受けようとするものであるとき。

三　当該運送契約に関する貨物の受取を荷送人の指図を受けようとするものであるとき。

四　当該運送契約に関して、荷送人から暴力的な要求を受けるものであるとき。

五　当該運送契約が、法令の規定又は公序良俗に反するものであるとき。

六　法令の規定により、当社が当該運送を拒絶することができるとき。

（送り状等）

第十一条　荷受人は、次の事項を記載した送り状（以下「送り状」という。）を当社に交付しなければなりません。ただし、運賃（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者に対するものを除く。）が無料であるときは、この限りではありません。

一　荷受人の氏名又は名称及び住所

二　荷送人の氏名又は名称及び住所

三　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

四　荷送人指図者等があるときは、荷送人指図者等の氏名又は名称及び住所（以下「荷受人指図者等」という。）

五　荷受人指図者等が法令の規定により荷受人の受取を拒絶することができる者であるときは、その旨

六　荷受人指図者等が法令の規定により荷受人の受取を拒絶することができる者であるときは、その旨

七　貨物の種類について法令の規定により制限があるときは、その旨

八　貨物が法令の規定により荷受人の受取を拒絶することができる者であるときは、その旨

2　荷受人は、送り状の交付を当社に求めて、荷受人の事業を遂行する事務所において、当社の指定する方法により、送り状を交付したものとみなします。

3　荷受人は、当社が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当社に第一項各号に掲げる事項を通知しなければならないものとします。

（運賃等及び立替金）

第十二条　当社は、運賃等及び立替金を、荷送人に対して請求します。ただし、荷受人が運賃等の全額を支払うものとする場合には、荷受人に対して請求します。

2　当社は、前項の規定により運賃等を荷受人に対して請求するものとする場合において、荷送人が運賃等の全額を支払うものとする旨の申出をしたときは、荷送人に対して、当該運賃等の全額を請求します。

3　当社は、第一項の規定により運賃等を荷受人に対して請求するものとする場合において、荷送人が運賃等の一部を支払うものとする旨の申出をしたときは、荷送人に対して、当該運賃等の一部を請求します。

4　当社は、第一項の規定により運賃等を荷受人に対して請求するものとする場合において、荷送人が運賃等の全額を支払うものとする旨の申出をしたときは、荷受人に対して、当該運賃等の全額を請求します。

（運賃等の収受の時期）

第十三条　当社は、荷受人に運賃等を請求するものとする場合には第十二条第二項の場合を除き、荷受人の事務所において、荷受人の事務所において、荷受人の事務所において